

## 青森県個人情報保護条例施行規則

(平成11年5月青森県規則第56号)

改正(平成13年3月青森県規則第21号)

改正(平成17年3月青森県規則第21号)

改正(平成22年1月青森県規則第4号)

改正(平成28年3月青森県規則第11号)

改正(平成30年3月青森県規則第9号)

改正(令和4年3月青森県規則第25号)

(趣旨)

第1条 この規則は、青森県個人情報保護条例(平成10年12月青森県条例第57号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人識別符号)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)第1条各号に掲げるものとする。

(要配慮個人情報)

第3条 条例第2条第6号の規則で定める記述等は、政令第2条各号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

(個人情報取扱指針等の公表)

第4条 条例第41条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)及び第46条第1項の規定による公表は、青森県報に登載して行うものとする。

(弁明の機会の付与に関する通知)

第5条 知事は、条例第46条第2項の規定により口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えようとするときは、あらかじめ、その者に対し、口頭による意見陳述の日時、場所等又は意見書の提出期限、提出先等を書面により通知するものとする。

(代理人)

第6条 前条の規定による通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために口頭で意見を述べ、又は意見書を提出するための一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を知事に届け出なければならない。

(運用状況の公表)

第7条 条例第49条の規定による運用状況の公表は、毎年度の6月30日までに、その前年

度における運用状況を青森県報に登載して行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

イ 開示請求の件数及び開示決定等の状況

ロ 訂正請求の件数及び訂正決定等の状況

ハ 利用停止請求の件数及び利用停止決定等の状況

ニ 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求の件数並びにこれらについての裁決又は決定の状況

ホ 苦情の申出の件数及びその処理の状況

(2) 事業者が行う個人情報の取扱いに係る事項

イ 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

ロ 事業者に対する勧告の件数

ハ 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数

ニ 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数

(3) その他必要と認める事項

附 則

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成13年3月青森県規則第21号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月青森県規則第21号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月青森県規則第4号）

この規則は、平成22年1月31日から施行する。

附 則（平成28年3月青森県規則第11号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の青森県個人情報保護条例施行規則第5条第2項の規定は、平成29年度以降に行う公表（同条第1項の公表をいう。以下同じ。）について適用し、平成28年度に行う公表については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月青森県規則第9号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月青森県規則第25号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。